

## 慶長・寛永両検地帳にみる市浦屋敷について

小 山 良 昌

はじめに

関ヶ原の敗戦によって防長二州に滅封された毛利氏は、慶長一二年から同一五年にかけていわゆる「慶長一五年検地」を実施し、ついで十余年後、その見直しともいうべき「寛永二年検地」によって藩財政の基盤の確認をはかった。この両検地によって、防長両国の総石高を前者は五三万九千石余、後者は六五万八千石余と検出した。両検地の各村毎の集計は、前者は『周防長門三井但馬蔵田与三兵衛検見帳』<sup>①</sup>（以後『慶長検地帳』と云う）、後者については『寛永二年周防国長門国村一紙』<sup>②</sup>『寛永二年坪付帳』<sup>③</sup>によって明らかであるが、各村毎の田畠屋敷地あるいは樹木等の石高明細帳（検地帳）はその大半が散逸していて、現在では都濃郡を中心とした徳山支藩領分が『慶長御打渡牒』<sup>④</sup>、『元和御打渡牒』<sup>⑤</sup>『寛永御打渡牒』<sup>⑥</sup>として残存しその実態を伝えているだけである。この両検地については既に先学によ

て秀れた研究がなされている<sup>⑥</sup>。そこで、本稿ではこれら先学の研究成果をふまえたうえで、慶長・寛永両検地帳によって周防国内市浦百姓各屋敷数とその増減および屋敷地石高を把握し、ついで徳山支藩領各村『御打渡牒』によって、領内各市浦の分析を行ってその実態を明らかにし、併せて両検地帳についてその問題点を指摘する。

一 両検地帳にみる周防国内百姓・市・浦屋敷の変遷

「慶長一五年検地」は、六ヶ国返租問題等による藩財政窮乏の打解をはかって「高石打出し」を行ったものとされている<sup>⑦</sup>。ところが、この高石打出しが当時の生産力をあまり考慮せずに行ったこと、あるいは新石高五四万石弱に對する租率七三%が当時の二公一民の標準値を凌ぐ高率であったため、農民に苛酷の負担を強いた結果、農民の年貢未進あるいは農民の他国への逃散が相次いだ。藩の重臣益田牛庵の『覚書』には、当時の国内事情について

「三井検地已来、兩國百姓分散之事、付、小倉二周防町長門町とて被立候由……」<sup>⑧</sup>

すなわち、高負担に耐えかねた農民達の国外逃亡が相次ぎ、隣國小倉には出奔農民による周防町あるいは長門町が出現したと記している。流出による農民の減少は「慶長一五年検地」の意義を根底からゆるがす結果となった。そこで、寛永元年藩は防長兩國の再検を檢地奉行熊野藤兵衛に命じ、過去四ヶ年の平均物成額を農民から上申させ、その物成額の二倍の額を新石高と定めた。これが「寛永二年検地」の実態である。

表1-1イは『慶長検地帳』『寛永二年坪付帳』をもとに、両期における周防国内の市町屋敷（以後「市屋敷」と云う）浦屋敷・百姓屋敷を郡別一覧表にしたものである。（長門国の部は『寛永二年坪付帳』に長府領内郡別明細が欠落しているためこれを省略した）

表1-1イは全屋敷数の増減状況を示す。屋敷数は、慶長から寛永にかけて一部の郡を除き減少しており、その減少

屋敷総数約二〇〇軒は丁度寛永期大島郡の総屋敷数に匹敵する。この屋敷数の減少は益田牛庵の『覚書』に記された「出奔農民」を裏付けるものであろう。この表1で特に注目すべきことは、慶長期には三〇三九軒であった吉敷郡の市屋敷が寛永期には僅か八五軒に減少し、一方百姓屋敷が一挙に二六〇〇余軒も増加している点である。吉敷郡内で三〇〇軒内外の市町を形成する街域としては大内時代の繁栄の名残りを止める山口街以外には考えられない。両検地帳によると山口街の属する宇野令村「町屋敷」は慶長期には二七〇〇余軒であるが、寛永期には湯田屋敷の一三軒のみとなっていて山口街は消滅している。山口街が町方支配から地方支配へと移行する時期は享保初年頃と云われているが、町人身分の百姓への移行は既に寛永期には終えていたのではないだろうか。

表1-1ロの各表の慶長期から寛永期にかけての動きをみると、表1-1ロ市屋敷の場合、(1)大島郡内では両期を

表1-1イ 全屋敷数の増減

郡別	慶長	寛永	増減
大玖熊都佐吉	2,774	1,980	△794
島珂毛濃波敷	8,588	8,965	△377
	5,086	4,813	△273
	5,432	4,901	△531
	4,309	3,798	△511
	7,742	7,492	△250
周防合計	33,926	31,949	△1,982

表1-1ロ 市屋敷数

郡別	慶長	寛永	増減
大玖熊都佐吉	0	0	0
島珂毛濃波敷	629	982	353
	101	118	17
	489	435	△54
	348	251	△97
	3,039	85	△2,954
周防合計	4,606	1,871	△2,735

表1-1ハ 浦屋敷数

郡別	慶長	寛永	増減
大玖熊都佐吉	247	221	△26
島珂毛濃波敷	119	138	19
	167	211	44
	458	449	△9
	159	180	21
	164	243	79
周防合計	1,314	1,442	128

表1-1ニ 百姓屋敷数

郡別	慶長	寛永	増減
大玖熊都佐吉	2,527	1,759	△768
島珂毛濃波敷	7,840	7,845	5
	4,818	4,484	△334
	4,485	4,017	△468
	3,802	3,367	△435
	4,539	7,164	2,625
周防合計	28,011	28,636	625

通じて市屋敷は全く存在しない。(2)大半の諸郡で軒並み市屋敷が減少しているにもかかわらず、玖珂郡のみ大幅な増加を示す。表1—ハ浦屋敷の場合、各郡の増減が相半ばしながらも増加傾向にある。全体的に屋敷数が減少傾向にあるなかでの増加である。特に吉敷郡の増加は顕著である。表1—ニ百姓屋敷の場合、(1)山口街市屋敷の百姓屋敷への移行で吉敷郡のみ大幅な増加を示す。(2)玖珂郡ではほぼ慶長期の現状数を維持しているがその他の郡では大幅な減少を来し、特に大島郡では大幅な三割減となっている。

次に、表2—イ—ハは市・浦・百姓各屋敷地一反当りの平均石高を示したものである。これによると、市・浦両屋敷の石高は高低区々ながら全般的に高石を示すが、百姓屋敷は低石である。百姓屋敷地の低石の理由として、農民への課税の対象が所有する田畠を主とし、屋敷地は従属的に扱われていたこと、それに対して市・浦屋敷地の高石は、

表2—イ 市屋敷 (一反当り石高)

郡名	慶長	寛永
大玖熊都佐吉	石 0 1.79 1.43 1.28 1.84 2.33	石 0 2.06 2.21 1.86 3.07 1.27
周防平均	1.95	2.04

表2—ロ 浦屋敷 (一反当り石高)

郡名	慶長	寛永
大玖熊都佐吉	石 3.67 2.90 2.96 2.21 0.91 0.95	石 2.94 1.26 1.52 3.41 1.99 1.87
周防平均	2.18	2.58

表2—ハ 百姓屋敷 (一反当り石高)

郡名	慶長	寛永
大玖熊都佐吉	石 1.02 0.94 0.90 1.03 1.03 0.87	石 1.24 1.14 1.25 1.47 1.28 1.42
周防平均	0.95	1.30

表2—ニ 浦役石

郡名	慶長	寛永	増減
大玖熊都佐吉	石 367,249 0 402,900 727,700 270,529 307,519	石 129,380 148,500 408,527 118,883 77,900 285,660	△ 237,869 148,500 5,627 △ 608,817 △ 192,629 △ 21,859
合計	2,075,897	1,168,850	△ 907,047

商業あるいは漁業そのものの石高検出が難しく、従って屋敷地を代替の課税対象としたことによると考えられる。

これらの屋敷地のうち平均して最も低石を示す百姓屋敷地は、慶長・寛永両期を通じて各郡間の格差も僅少である。対称的に著しい高低を示すのは浦屋敷で、慶長期で最も高石を示す大島郡と最低石の佐波郡の比率は四対一で、大島郡の石高が異常に高い。大島郡の田畠面積は他郡の約二分一と狭隘で、そのため必然的に漁業專業者が多く、浦屋敷地に対する石高の比率が高くなったものであろう。なお、寛永期になると各郡間の石高平均化の傾向が見られる。百姓屋敷の場合、一石三斗前後を示して各郡間の格差はますます縮小化を示し、浦屋敷では大島・玖珂・熊毛各郡は減石し、従来比較的低石であった都濃・佐波・吉敷各郡は高石を示している。市屋敷の場合はほぼ高石化の傾向にあるが、吉敷郡では減石している。これは、慶長期に含まれていた山口街が寛永期には百姓屋敷へと移った影響によるものと思われる。その山口街を含む吉敷郡は、表2—イ—ハによると、慶長期市屋敷の二・三三石から寛永期百姓屋敷一・四二石と約一石近い減石を示していて、少なくとも、山口街住民にとって百姓屋敷への移行は減石のメリットがあったと考えて間違いない。

表2—ニは浦役石郡別表である。総額では寛永期は慶長期のほぼ二分一に減石しており、慶長期の浦民に対する賦課が相対的に割高であったことを示している。各郡別にみると寛永期には大島・都濃・佐波三郡では大幅な減石、熊毛・吉敷二郡では現状維持、玖珂郡では慶長期には浦屋敷一一九軒がありながら浦役石は全く課せられていなかったが寛永期には一三八軒に増加して浦役石一四八石余を新たに課せられた。なお、『慶長検地帳』によると、熊毛・都濃・吉敷各郡では浦屋敷には必ず浦役石が課せられているが残る大島・玖珂・佐波の三郡では必ずしも賦課されず、『寛永二年坪付帳』によると、吉敷郡の大海・赤崎村のように浦として定められていない村でも浦役石が課せられたケースがある。大島郡の場合、屋敷数の三割減に伴って屋敷石、浦役石共に寛永期には減石している。

慶長・寛永両検地帳にみる市浦屋敷について

ちなみに、表3は慶長・寛永両検地による田畠屋敷地一反当りの石高について、防長両国の平均値を示したものである。

二 慶長・寛永両『御打渡牒』にみる市・浦

支藩徳山藩の分封は元和三年四月である。先述した慶長・寛永両期の各村明細帳(『御打渡牒』)によって領内の市・浦の実態を明らかにする。

表4は慶長一五年段階における後の徳山領内諸市浦を一覧にしたものである。表の富海保ノ河内村は瀬戸内側の沿岸部・山間部、残る奈古・大井両村は日本海側に所在した。この表によって次の諸点を指摘することができる。

まず各市浦の規模は、野上市(のちの徳山)の二〇町余は例外として、一般的には三町以下の小規模な市浦が大半を占めた。富田保の古市・新市・平野市の屋敷地合計は約一〇町で野上市の約二分一であったが、屋敷数は二二〇軒余で野上市の二倍を示している。単独の市浦としては、屋敷数では下松東市の一三八軒、ついで福川市一一九軒、野上市一一三軒が多く、逆に少ない方では、山間部の矢地市二一軒、河内保の岡市、埴市の各一七軒、日本海側大井浦一九軒などを挙げることができる。

次に、一軒当りの平均屋敷地をみると、市浦共に区々であるが、平均すると市屋敷は浦屋敷よりも広い。表4において明らかのように、福川市下小路(浦方と推定される)の平均二八歩をはじめ、遠石浦一畝、奈古浦一畝一六歩など、浦屋敷地は一畝前後が比較的多い。これに対して、市屋敷地は平均二〇五・六畝、野上市下小路では平均二二反以上におよぶなど広大である。

表4 慶長十五年諸市浦一覧(後の徳山領)

市 浦 名	戸数	屋敷地	一戸平均	石 高	一戸平均	浦役石
富海保古市市	45	1.1.4.25	2.17	11.8.0.9	2.6.2	石 89.1.6
矢福川	21	.6.9	3.05	6.9.5.3	3.3.1	
富田	23	.7.5.17	3.09	11.2.4.0	4.8.9	
野上	39	1.4.5.25	3.22	33.9.8.0	8.7.1	
遠下	44	1.0.1.02	2.09	13.2.5.0	3.0.0	
河内	36	.3.3.15	28	3.5.6.0	9.9	
奈古	85	2.5.9.11	3.02	40.8.4.0	4.8.1	
大井	48	2.2.8.23	4.23	49.7.2.0	10.3.6	
大井	45	2.3.4.19	5.06	48.8.6.0	10.8.5	
大井	45	2.4.7.10	5.15	26.2.2.0	5.8.3	
大井	55	8.6.4.20	1.5.22	95.7.3.0	17.4.1	
大井	58	12.4.2.20	2.1.13	108.2.1.0	18.6.6	
大井	65	.6.6.06	1.0	41.7.4.0	6.4.2	
大井	52	1.3.9.0	2.20	55.2.6.0	10.6.3	
大井	86	1.9.7.29	2.09	61.3.0.0	7.1.3	
大井	27	.7.5.10	2.24	10.2.3.0	3.7.9	石 16.5.0.8 石 28.2.5 石 381.4.3 石 172 石 10
大井	17	.6.0.0	3.16	9.9.3.0	5.8.4	
大井	17	.8.2.0	4.25	7.1.5.0	4.2.1	
大井	16	.4.8.16	3.01	4.4.3.0	2.7.7	
大井	15	.4.6.18	3.03	4.1.6.0	2.7.7	
大井	55	.8.3.22	1.16	18.2.1.7	3.3.1	
大井	19	.4.8.0	2.16	3.4.1	1.8.0	

(各村『御打渡牒』より作成)

表5 寛永二年徳山領内市浦一覧

市 浦 名	戸数	屋敷地	一戸平均	石 高	一戸平均	浦役石
富海保古市市	90	2.0.5.11	2.10	47.0.0.7	5.2.2	石 22
矢福川	23	.5.2.15	2.10	11.5.8.0	5.0.3	石 23
富田	102	2.8.5.0	2.24	42.9.0.0	4.2.1	石 74.4.2.4
野上	113	6.2.4.8	5.15	163.7.2.8	14.4.9	
遠下	76	2.6.4.6	3.14	74.4.2.4	9.7.9	
河内	128	21.1.7.25	16.16	304.2.2.1	23.7.7	
奈古	47	.5.3.19	1.4	60.9.2.0	12.9.6	
大井	126	3.3.8.13	2.22	251.6.8.0	19.9.7	
大井	27	1.5.9.0	3.12	29.3.6.1	6.2.5	
大井	9	1.0.1.2	3.7	13.1.1.2	4.2.3	
大井	15	.7.8.0	1.15	17.0.0.7	3.2.1	
大井	31	.4.3.10	3.17	5.0.3.4	4.2.0	
大井	53					石 154.9.9.3 7.5
大井	12					

(各村『寛永御打渡牒』より作成)

表3 田・畠・屋敷地反別石高

田畠屋敷地	慶 長	寛 永
田 畠 姓 屋敷 屋敷 屋敷 屋敷 屋敷	石 1.24	石 1.53
	0.37	0.51
	0.90	1.23
	1.50	} 2.02
	2.30	
	2.00	

屋敷地の石高は広大な屋敷地を所有する野上市が最も高く総石高二〇〇石余、ついで下松東市の一一六石余、富田新市九六石余は共に野上市のほぼ半額を示し、低石高では奈古市、大井浦、河内保各市が挙げられる。屋敷地一軒当りの平均石高も野上市が最も高く一・八石余、ついで富田新市、下松東市がそれぞれ一石前後である。

浦の場合には「浦役石」の負担が別に課せられていて一律には単純比較できないが、慶長期に浦であった遠石浦、富田保古市、同平野市、大井浦などは比較的低位であった。

次に、慶長・寛永両『御打渡牒』によって徳山領内各市浦を分析し、その実態を明らかにしよう。

**福川市** 同市については特に市・浦屋敷と百姓屋敷との関係に焦点を絞って考察してみよう。慶長期の同村は、総石高六四四石、田畠面積五三町余、百姓屋敷は僅かに二三軒一町二反六畝、市屋敷一二〇軒二町八反九畝余であった。

福川市の中心をなす福川市は表4で示すように福川市・同新市から成り立っていたが、『慶長御打渡牒』によると、とりわけ福川市は規模も大きく、市屋敷一間当りの間口は六間以上におよんだ。それに対して、新市は「船頭」「水夫」などの職名も散見され、屋敷地も狭く、なかでも新市下小路にいたっては屋敷地一畝以下が過半数を占めており、また、福川市の一軒当り平均石高が九斗近いのに対し、新市下小路では僅かに一斗弱で、両市間の格差は著しいものがあった。

同村の『慶長御打渡牒』を詳細に検討してみると、同村には百姓屋敷二三軒、市屋敷一二〇軒の外、田畠所有百姓一六六名が記載されている。但し、市屋敷住民のうち、一人で二軒以上の屋敷を所有する者が多数居り、二軒目以上合計二六軒を差し引くと実質的には市屋敷は九四名によって構成されていた。その九四名と一六六名の田畠所有者を照合したところ、福川市九四名のうち実に八一名（八六％）が田畠を所有しており、非田畠所有者は僅かに一三名にすぎない。この田畠所有率は福川市、同新市ともほぼ同数値を示している。

表6は、福川村百姓一六六名を田畠所有高別に人数・屋敷持ち数をまとめたものである。（但し表は屋敷のみ所有して田畠を所持しない者三名を除いた）これによると、福川村は田畠一町以上の大土地を所有する者一一名（八％）が存在する反面、一反以下の少田畠所有者も四〇％近く存在し、また、百姓の半数以上に当る五五％が屋敷持ちであった。注目すべきことは、広大な田畠を所有しながら屋敷持ちとして登録されない者の存在である。田畠一町以上の所有者中で二名、一町〇五反層で五名も存在する。もちろん、田畠少所有者の屋敷所持率の低下は当然ではある。ところが、逆に田畠を不所持の屋敷持ちが三名、あるいは田畠一畝を所有して屋敷持ちとして登録される者など様々である。以上のことから、屋敷持ちの条件としては、特に田畠の有無・多少には特に関わりがなかったことを示している。

この「屋敷持ち」について多少言及すれば、富田保内の屋敷持ち百姓四七六軒について調査したところ、大半が屋敷面積を一畝以上所有し、一畝以下は僅か二軒のみであった。しかも、その二軒の所有者は共に他の数筆の屋敷持ちであった。このことは市屋敷でも同様で、屋敷地が一畝以下のケースはほとんど見当たらない。但し、浦屋敷については屋敷地が一畝以下のケースを多数含んでいる。浦方の場合、その生産手段が土地に依らないため、検出石高を人物を主対象として登録し、屋敷地はその広狭に関係なく記帳されたのではないかと考えられる。

表6 田畠所有高別人数・屋敷持ち人数

田畠所有高別		人数	%	屋敷持ち	%
		人		人	
1町	5反以上	6	3.7	5	3.0
1町	4反	7	4.3	6	3.7
	3反	20	12.3	15	9.2
	2反	23	14.0	16	9.8
	1反	44	17.0	29	17.8
	1町以下	63	38.0	20(8)	12.3
	(屋敷不所持)			72	44.2
合	計	163	100%	163	100%

一方、表5で示すように、寛永期の福川市は浦として記載されている。屋敷地は二町八反余でほぼ慶長期と同数であるが、屋敷数は約二〇軒の減少、就中屋敷地一畝以下が多数減少して一〇二軒となり、石高五〇石も屋敷の減少に伴って若干減石し四三石弱となっている。そして、新たに獵場銀(浦役銀)一三〇目(米二三石分)が課され、全体として一五石余りの増石となっている。

以上のように、福川市と称したもののその実態は半農半商半漁がそれぞれ混在した「市」であり「浦」であって、条件によっては「市」あるいは「浦」に変わりうる要素を多分に含んでいた、と云える。

なお、市浦には原則として市浦役人である目代が置かれており、ほぼ全市浦に目代役を認めることができる。庄屋役も福川市、野上市、河内保埴市で認められるが、これは「村」単位一名置かれたものがたまたま市から選出されていたものであろう。河内保の場合、埴市に庄屋役を、その傘下の窪市・岡市・埴市の各市にそれぞれ目代役が配置されている。

**富田保三市** 古市・新市・平野市は瀬戸内沿岸に沿って東西に古市・平野市、その中間の後背地には新市が所在した。慶長期には古市・平野市は浦方、新市のみ市方として記載されていたが、寛永期には平野市が市方へ移り、浦方は古市のみとなっている。

古市は富田保内では最も早く市として開けたものであろう。沿岸部に発達した市として浦的要素を多分に含んでいたとみえ、表7によると屋敷地三畝以下が圧倒的に多く全体の六〇％強を占め、一畝以下では丁度三〇％に当る二六軒を含んでいる。浦役石も九〇石弱と一軒当たり平均一石以上が課せられており、浦民には過重の負担であったようである。寛永期には浦役石は免除され屋敷地七四石に対する賦課のみとなっている。

平野市の場合、港町として著名であるが『慶長検地帳』では浦方であった。表7によると、屋敷地は五畝から一反におよぶ屋敷持ちが五〇％以上を占め、三畝以下は僅か一軒のみで、港町としてはいざ知らず浦的漁村の色彩は全く見当らず、ただ、浦役石一六石余のみが課せられていた。ところが、『寛永二年坪付帳』では「市」として記載され、浦役石は免除されている。なお、新市については、両期を通じて市方に属し、平野市同様屋敷地は一反から三畝までの比較的広屋敷地の所有者が多く、三畝以下は僅少である。

なお『慶長御打渡牒』によって三市の屋敷持ちの田畠所有状況をみると、所有率が最も高いのは平野市で全体の六六％に当る三〇軒が所有し、その田畠の所在先は平野市を遙か隔てた上野村・南野村など富田保全域および隣村の福川村をもふくみ、所有する田畠数は数筆から一五筆以上におよぶ者も見られた。平野市に次いで古市が五〇％でその数四〇軒、新市の三〇％二八軒であった。

屋敷を二軒以上所有する屋敷持ちは、三市を共通した場合、二軒所有者一五名、三軒同八名、四軒同六名、八軒同一名、一〇軒同一名である。このうち、一〇軒を所有する平左衛門は古市目代であるが、その所有する屋敷は新市の一軒を除き、残る九軒は古市に所在し、そのうちの五軒は「明屋敷」と記録されている。

**野上市** 『慶長御打渡牒』によると、野上村には毛利家臣の給領地が多数散在しているがこの野上市は藩の「御蔵入」地であった。表4によって明らかかなように市の規模は近隣の市浦を圧しており、徳山毛利初代藩主就隆が慶安三

表7 屋敷地一覽 (単位軒数)

屋敷地高別	福川市						富田保					
	慶長15年			寛永2年			慶長15年			寛永2年		
	福川市	新市	新市	福川市	新市	新市	古市	新市	平野市	古市	新市	平野市
1 反以上	1			1			1	5	2	1	4	1
9 畝9歩	5	2(1寺)		7	1		10	33	27	7	29	30
4 畝9歩	23	8		19	8		22	43	15	19	32	10
2 畝9歩	10	29		11	48		52	12	1	49	8	1
29歩以下	0	5		0	7		0	0	0	0	0	0
合計	39	44	36	38	64		85	93	45	76	73	42

年に下松からこの野上の地に居館を移し、以後二〇〇年余におよぶ城下町を形成するが、その城下町にふさわしい市を構えていた。

市は上小路・下小路共にほぼ同規模であるが表8で示すように屋敷地は廣大で五畝以下の屋敷地は皆無、下小路にいたっては五八軒中一反以下は僅かに三軒のみ、残る五五軒は一反以上を所有し、その平均屋敷地は下小路で二反一畝余、上小路で一反五畝余、最大屋敷地所有者は目代の民部で八反五畝におよんだ。その広大な多くの屋敷内には柿椿茶梅橙柚桑山柙ミカン等の樹木を植えていたが、もちろんこれらの樹木も賦課の対象となった。広大な屋敷地所有はそれに伴って高石となっており、一軒当りの平均高石は一石八斗余におよんだ。

野上市は寛永期の『御打渡牒』が欠落していて『慶長御打渡牒』の内容とを具体的に対照比較できないが、『熊野概周防国一紙』に記載された集計によると、寛永二年の屋敷数一二八軒、屋敷地二一町余は慶長期とほぼ同数である。石高三〇四石に対する物成高一五二石はこれ又慶長期の物成高にほぼ近いものであった。

下松東市 下松東市は当地方で最も大規模な「浦」であった。表4で示すように慶長期の屋敷数一三九軒、石高一八石余と浦立銀米三八一石を合せて五〇〇石。この石高は野上市の二〇〇石を遥かに凌いで高く、一軒当り三

石六斗となり、当時の租率七・三%を乗ずると負担額は二石を上まわっていて、貧しい浦民の負担能力をはるかに越えていたのではないかと考えられる。その結果『寛永二年坪付帳』によれば屋敷数、屋敷地共に慶長期に比べて変化が無いにもかかわらず浦立銀は免除され、石高のみ二五二石と定められている。この物成高は一軒当り約一石、慶長期の約二分一減を示している。

『慶長御打渡牒』によると、各屋敷毎の表間口・奥行および後面が記載されていて、北小路の市域間数は一八八間あって、屋敷一軒の平均間口三・五間、奥行平均二四間弱を示す。一方東上小路の総間数は二七五間余りあって一軒当り平均間口三・三間、奥行平均一八間弱であった。この間口間数は福川市の六間余、矢地市の五間余に比べて随分狭く、福川新市の浦方とほぼ同間数であった。

河内保三市 瀬戸内側の山間部にあたる河内保内に所在する三市は、その地形によって窪市・埴市・岡市と呼称されていた。慶長期の三市は表4で示すように、各市共に三〇軒たらず、総屋敷地も一町未満、一〇石前後の小市であったが、小市とは云え各市には目代が配置され、庄屋も置かれていた。表9によって慶長期の屋敷地をみると、窪市が一畝から三畝未満層の比較的小規模屋敷が中心であるのに対し、岡市は広大な屋敷地を持つ一反未満から五畝までの層が中心をなして窪市とは対象をなしていた。埴市はその中間にあって一反未満から一畝までの各層がほぼ均等に分布している。これら各市の平均屋敷地は、窪市で二畝二四歩、埴市で三畝一六歩、岡市では四畝二三歩と各市間に格差を生じている。その岡市の場合、一七軒の屋敷のうち九軒が貸屋となっていて、残る八軒のうち五軒の者がこれら九軒の貸屋を所有するという異常な貸屋所有率を示しており、就中岡市目代神兵衛は自宅を含めた六軒、総屋敷地二反五畝余を所有する貸屋持ちであった。

注目すべきことは表9に示す寛永期の屋敷数で、慶長期に比べて埴市・岡市では大幅な減少を示していることである。

表8 屋敷地一覽 (単位軒数)

屋敷地高別	野上市		下松東市		
	慶長15年		慶長15年		寛永2年
	下小路	上小路	北小路	東上小路	東市
3反	9	3			1
2反	46	41			2
1畝	3	11	2		23
9畝			15	10	101
9畝			35	70	1
4畝				4	
2畝					
29歩以下					
合計	58	54	52	84	128

る。その結果、三市屋敷地は慶長期二町一反余から寛永期一町六反弱へと約二五%減少し、石高では二七石から二九石へとほど慶長期を踏襲、貢租額では逆に二〇石から一五石へと減少している。同様のことは、同じく山間の矢地市でも見られる。即ち、同市の慶長・寛永両期の戸数二三軒、石高一一石余は全く変わっていないにもかかわらず、総屋敷地は七反余から五反余へと約三〇%減少している。ちなみに、矢地市の慶長・寛永両「御打渡牒」を対照すると、その記載内容について前半の一〇軒については一軒を除き、屋敷地およびその記載順序に変化は見られない。ところが、後半部記載の一三軒については両帳間の屋敷地・記載順序は全く混乱し、慶長期の屋敷地四畝余の所有者が僅か二四歩に、三・五畝が五歩になるなどその変動と混乱には甚しいものがあって、前半部と後半部とは際立つ対象をみせている。河内保三市でも同様であるが、以上の事実は寛永検地の石高合わせのため、作務的に検地帳の一部を改竄したか、あるいは所定石高に合うよう数字合わせが行われたのではないかと推定される。

**大井浦** 山陰側の小浦である大井浦についてみよう。大井浦は毛利家重臣宍道外記の先給地であったが、徳山藩創設の際の一部が徳山藩へ分封されたため本藩領・徳山支藩領各大井浦に分立した。表4に示すとおり徳山領内の市・浦では最も小規模かつ低石高であった。また、浦に賦課される浦役石

も僅か一〇石、一軒当りの平均負担高は五斗余でしかなかった。

大井浦「寛永御打渡牒」によると屋敷数一二軒、屋敷地四反三畝余、石高五石三斗余、浦役石七石五斗と記載され、慶長期より石高では増石したものの、屋敷数、屋敷地、浦役石共に減少している。ところで、この「寛永御打渡牒」の浦屋敷一二軒について、その屋敷地および石高を逐一加算するとその合計屋敷地は二反五畝一〇歩、石高二石八斗七升三合であった。この額はいわゆる公称高の約二分一でしかないことを示している。この数字の誤差はどこで生じたものであろうか、あるいは作務的に抹消されたものであろうか。

む す び

これまで慶長・寛永両検地帳によって周防国内の百姓・市・浦各屋敷の所属について、あるいは徳山領内各市浦の屋敷地構成の分析等試みたが、両検地および検地帳に対してどのように解釈したらよいか説明し難い疑問点が若干生じている。むすびにかえてこれらの疑問点を指摘しておく。

(1) 慶長検地はいわゆる「高石打出し」を目的としたものと云われるが、各市浦間の貢租負担格差に著しい幅が生じていることである。例えば、日本海側の大井浦では一軒当り平均石高が僅か一斗八升、浦役石五斗余であるのに対し、瀬戸内側の下松東市(浦)では一軒当り石高八斗四升余、浦役石二石七斗六升余を示している。浦役石に貢租額六斗余を加えると下松東市浦一軒当りの負担額は三石三斗余となり、実は大井浦の五倍近いものであった。すなわち、高石打出しが必ずしも両国内一律に行われなかったのではないだろうか。

(2) 前述の慶長検地「高石打出し」の結果農民には現実無視に等しい過重な貢租負担を強いたと考えられ、寛永初年の物成高は慶長一五年の七三%を大きく割って六一%に低下している。事実「寛永御打渡牒」によると、ほとん

表9 屋敷地一覽 (単位軒数)

屋敷地高別	河内保						大井浦	
	慶長15年			寛永2年			慶長15	寛永2
	窪市	埴市	岡市	窪市	埴市	岡市		
1反以上								
9畝9~5畝	2	4	10	1	1	6	2	1
4畝9~3畝	7	5	6	14	3	3	2	2
2畝9~1畝	18	7	1	12	6	1	12	8
29歩以下		1			1		2	1
合計	27	17	17	27	11	10	19	12



において減軒数、減石数の傾向にある。ところが表4、表5で示すように富海保では慶長期の市から寛永期浦への移動に伴なって、軒数で四〇%（浦屋敷）の増加、屋敷地微増にもかかわらず石高では実に一五〇%増の四七石、その上二二石の浦役石が新たに課せられるなど異常な増額を示している。このことは、富海保市の慶長検地の検出額が低すぎたものか、または寛永検地での算定額が高額すぎたのか、あるいは市浦間の格差によって生じたものなのか。

(3) 百姓・市・浦各屋敷間の所屬について、これは必ずしも固定したのではなく、条件によっては浦屋敷が市屋敷に、あるいはその逆のケース等移動が行われていたようである。その最も顕著な例として山口街屋敷約三〇〇軒の百姓屋敷への所屬の移動であろう。その他徳山領内富海市、福川市、あるいは平野浦など指摘できるが、これらの所屬移動は必ずしも藩庫の増収には至って居らず、むしろ山口街屋敷のように減収となっている。このような減収を伴う所屬移動が何故簡単に行われているのか。

(4) 『寛永御打渡牒』記載上の問題点について、前章で既に述べておいたが、矢地市・大井浦各御打渡牒記載上の異変についてである。矢地市の場合慶長・寛永両検地の記載が前半部は一部を除いて同一、後半部の東下小路部は両者間に同一記載は全くなく、むしろ、同一記載を避けたいきらいがあること。大井浦の場合、集計部分の記載と各戸別に集計した総額集計の間に大幅な誤差が生じている点である。

(5) 同じく両期『御打渡牒』の石高表示について、慶長期では各屋敷地の石高表示は「何石何斗」「何石何斗何升」とあって「何合」単位までの明細は桑梅など樹木の小成物を除いてほとんど見当らない。ところが、寛永期にはほとんどの各屋敷地石高表示は「何合」まで詳細に記載されていて、一見精致に、厳密に検地が行われた如く見えること。

## 註

- ①②③山口県文書館蔵毛利家文庫  
 ④山口県文書館蔵県庁旧藩記録  
 ⑤山口県文書館蔵徳山毛利家文庫  
 ⑥山口県文書館蔵徳山毛利家文庫  
 ⑦ 広田暢久著「検地における本百姓の創設について」、森田良吉著「萩藩検地史料の一考察」「萩藩財政成立過程の諸問題」。以上は共に『山口県地方史研究』収載。石川卓美著「防長両国慶長検地郡村別石高一覧解説」、播磨定男、石本成暉、兼重宗和共著「近世初期検地と物成高」  
 ⑧ 関順也著『藩政改革と明治維新』
- ⑨ 『大日本古文書』家わけ第八毛利家文書之四  
 ⑩ 『寛永御打渡牒』末尾に「…四ヶ年物成銘々御百姓中指  
 出仕上辻ヲ以折合五ツ成にノ新帳調上ケ申候…」とある。  
 ⑪ 『防長風土注進案・研究要覧』によると、当時の「市」  
 「町」間には特に顕著な相違は見られない。『慶長検地帳』では市屋敷、町屋敷を分けて検出するが、『寛永二年  
 坪付帳』では市・町屋敷を合せて検出した。  
 ⑫ 『山口市史』  
 ⑬ 前掲「近世初期検地と物成高」